

第287回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日時 令和4年12月5日(月)午後3時から
2 場所 倉吉シティホテル 3F カサブランカ
3 出席者 委員 : 安藤会長、寺崎委員、竺原委員、絹見委員、三谷委員、大谷委員、
山崎委員、吉田委員
事務局 : 氏事務局長、松田事務局次長、橋本書記
鳥取県 : 水産振興局漁業調整課 國米局長、本田係長、西田水産技師
栽培漁業センター 清家室長

4 議事

(協議事項)

(1) 漁業権一斉切替えに係る免許方針について

(諮問事項)

(2) 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、三谷委員及び大谷委員を指名した。

4 議 事

(1) 漁業権一斉切替えに係る免許方針について(協議事項)

委員会事務局が資料1に沿って説明した。

[安藤会長]

来年の9月1日付での更新に当たって、これから何回か、その内容について、この場で話し合ったり、それから公に意見をお伺いしたり、公聴会を開いたりしながら、内容を精選して、関係者に投げかけて、漁業権を申請していただくという流れになるわけですが、その投げかける内容について、事前に要望をお伺いして、それを調整しながら、この場で協議、検討を加えて、また県民に返していくという流れになると。まず、これから、来年の9月までに何回ぐらい会議があるのでしょうか。

[本田係長]

来年の9月までに、多くて6回、少なくとも5回は予定させていただいて、免許まで進めさせていただきたいと思っております。

〔安藤会長〕

漁業権の更新は10年に1度、湖山池さんについては、5年に1度ということでしたが、ここにいる皆さんは、前回の切替えは、ほとんど経験がないので、また新しいメンバーで、それを検討することになると思います。それで、今日この場所で話を進めていくのは、最後に各漁協さんからの要望が出てきましたが、その内容について御意見をお伺いして、その漁業権を設定されている内容については、法的なバックボーンが、それまでの資料の中にいろいろあるので、それを参考にしながら、この要望を取りまとめて、免許の設定する、しないも含めて、今5つの漁協さんがありますが、その方々を大切にしながら、方向性を示していくという流れになります。何からでもいいですが、御意見や御質問があれば、その辺を足がかりにして進めたいと思います。

まず、第一種のほうで、東郷湖さんが、ゴカイを取り下げたいということが出ていますが、各関係者の意見はどうでしょう、その辺り、もう一回ここの説明をお願いします。

〔本田係長〕

ゴカイにつきましては、これまで10年前、それから20年前と、長期間にわたりまして、漁業実態がなかなか見られなかったと。しかし、それについては、東郷湖漁協さんの責めによるものではなくて、やはり市場のニーズの変化などによりまして、なかなか出荷実態等が伴わなかったり、環境の変化によって、ゴカイの資源が、そんなに多く獲るような状態にならなかったというところはあるのですが、このたび聞き取りをさせていただいて、一度課内に持ち帰って、ごかい漁業についての方向性を再度確認して、やはり漁業実態が、もう長年見られてない、それから、これからもこのゴカイというものが、漁業資源として有効に利用されるというところがなかなか望めない状態の中で、免許しない方針で向かいたいというところを、改めて東郷湖漁協さんに御説明に行かせていただいたのですが、やはり、近年漁獲もないというところで、このたび、漁業権については、免許しなくても差し支えないと、回答はいただいているところです。

〔安藤会長〕

絹見委員さん、その辺りについてどうですか。

〔絹見委員〕

確かに漁業実態はないです。今現在、ゴカイを獲って、そのゴカイを買って、魚釣りするかというと、そういう実態は、全然ないですね。それに代わるものが、今、練り餌がありますよね。あれが、だんだん盛んになってきていて、その練り餌で魚を寄せて釣るという感じですね。何年前までは、それでも、少しは、ゴカイを獲っていました。寒くなる前に、このゴカイが浮くのですよね、浮きゴカイというのがあって。それは大体、フナなんか、魚類がよく食べてくれるので。また、その頃は、魚釣り、特に夜釣りが多くて、確かにゴカイも売ってました。だけど、そういう実態が今は無いですね。無いからしないのか、しないからゴカイを獲らないのか分からないのですが、店には、海で釣るようなゴカイしか売ってないですね。

〔安藤会長〕

漁協さんの中の御意見も、一応、適切かつ有効にはならないので、取り下げたいというお気持ちだろうと思います。これについては、ほかの委員さんはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、第一種についての東郷湖のごかいについては、原案どおりで進めていただけたらと思います。

次の第五種の漁業権ですが、そこに、湖山池、東郷湖さんから、千代川、天神川、日野川漁協さんの聞き取り結果が上がっておりますけれども、これについて、特筆で御意見があればお伺いします。特に、従来、免許として扱ってきた魚種については、従来どおり、方向性を踏襲したいということですが、一部、今後の状況を見ながら判断を進めたいという魚種もありますので、その辺についての意見も含めて、お伺いできればありがたいです。では、千代川漁協さん、もし何かございましたら。

〔寺崎委員〕

1つはニジマスですね、やっぱり国の方針と、明確にするか、しないかということが、問題になっているようですが、現に釣り人がいるということと、竿を出されると、何を釣っているか判らないというのがありまして、ヤマメを釣っているのか、ニジマスなのか、そういう部分からして、漁協が管理していかなければならないというふうには思っております。

それと、千代川から出ているブラウントラウトの件なのですが、これにつきましては、ヤマメやイワナの禁漁区間の間に入られるということがございます。そうすると、なかなか管理ができていくという部分がございます、免許していただくと、密漁とか、そういうものが防げるのではないかという部分もございます。そのようなことから、うちとしては、適正な管理のためにはどうかということでお話をしたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

〔安藤会長〕

同じように、天神川さんとか、日野川さんとか、河川の組合の方々については、何か御意見はないですか。大谷委員さん、どうですか。

〔大谷委員〕

アマゴに関しましては、ヤマメとアマゴが、掛け合ってしまうと、アマゴ寄りになってしまうという、そういったものとかも出てきてしまうので、アマゴも免許していただかないと、厳しいと思います。

あと、ニジマスに関しましても、先ほど、千代川の組合長さんがおっしゃられたように、竿を出していらっしゃる場合に、区別がつかないので、これも、免許していただけたらと思います。

〔安藤会長〕

笹原委員さん、いかがでしょうか。

〔竺原委員〕

天神川のほうも、ルアーをしない区間にニジマスを放流させてもらっているのですが、遊漁者もちらほら見られますので、継続でお願いしたいと思います。

〔安藤会長〕

今、3漁協さんにお伺いして、やはり漁期の問題だとか、それから、実際に川で竿を出されているときに、対象魚の区別がつかないということもあって、引き続き、漁業権のほうに免許の設定をするという方向での希望が出ていますが、事務局さんはどうですか。

〔本田係長〕

最初に説明をさせていただきましたように、五種の共同漁業権というのが、増殖行為が行われているということは、これは法的な必要条件ということになっております。ですので、それぞれの魚種に対しての資源的な増殖行為というものが、どういうふうに行っていくのか、そこを最終的に漁場計画としてまとめるまでに、確認、整理をさせていただいて、それによって、免許の方向性等を整理させていただきたいと思っております。

ニジマス、アマゴについては、そういった方向なのですが、寺崎委員がおっしゃられるブラウントラウト、溪流魚で、同じ漁場のところで生息しているという状態にはなるのですが、あくまで漁業権は、漁業権対象魚種についてのみに対して、その行為の制限ですとか、そういったものが図られるというところと、あとは、産業管理外来種というところがありますので、そういったところの管理上の問題点については、どういうことができるのかというところを、引き続き一緒に話をさせていただきながら、大きな問題が起きてきたとか、起きてくるというようなことがあれば、こちらの委員会での委員会指示等も検討をしながら、どういった管理が必要かというところを御相談させていただけたらと思っております。

〔安藤会長〕

今日、この場で結論を出す会ではないですので、これまでの要望の聞き取りと、方向性をすり合わせながら、それから、細かな各魚種についての各漁協さんとの話合いも進めながら、内容を定めていこうということですので、本日のところは、一応そういうことで収めさせていただきたいと思います。

もう一件は、湖山池漁協さんから出ています、ボラ・スズキ等の短期免許の件がありますけども、直接関係者の方はいらっしゃいませんが、現実の状況としましては、一般遊漁者の方が、岸から回遊してくるスズキ・ボラ。スズキが主でしょうけれども、それをルアーフィッシングする際に、ロープ、漁網等に引っかかって、刺網漁業を営んでる方々が、大変被害を被るところで、その辺のことを心配しながら、湖山池漁協さんとしては、それに対処するために、短期免許でもいいからやってもらいたいというところで、要望が上がってきていると思います。これについては、東郷湖さんも同じような状況はあるのでしょうか。

〔絹見委員〕

確かに、スズキのルアーは多いです。うちらでシジミ獲るのですが、鋤簾にルアーがよく引っかかってくるときがあるんですね。引っかかってくる分にはいいのですが、過去に、鳥が引っかかっていたことがあって。ルアーのその切れた糸がやっぱり危ないことはありますね。

〔安藤会長〕

ルアーそのものもですが、それに付随するテグス類が、鳥類に絡まるということもあって、管理をしておられる漁協さんは、直接、ルアーだけでなく、その動植物の生態系のことも心配されながら、その辺りでの漁業権設定のことも考えておられるのかなと思います。そのほかの方で何か、この湖山池さんから出ている、ボラ・スズキの短期免許についてはどうでしょうか。御意見、何かございますか。

〔國米水産振興局長〕

ボラ・スズキを、相当昔ですけど、免許していたのをやめたのは、どういう理由でやめたか分かりますか。

〔本田係長〕

ボラ・スズキについて免許をやめた理由なのですが、ボラ・スズキにつきましては、20年前に、東郷湖さんと同様に一度免許させてもらいました。というのは、やはりその湖沼において、塩分も入ってきているということで、ボラ・スズキというものが、その漁業上重要だという理由で、20年前に一度免許をさせていただいたのですが、そのときも、今と同じ、増殖としましては、遡上支援という格好で、県のほうにも指針として示させていただきまして、委員会の皆様にも、増殖目標量としましては、その遡上支援をしてくださいということでもさせていただきまして、東郷湖さんにつきましては、継続して、その増殖活動にも取り組んでいただいていたのですが、湖山池さんは、河川の環境とかの状態などから、なかなかその増殖行為ができるような状況になかったようで、そういった状況を鑑みまして、10年前のときに、増殖行為が見られないということで、湖山池さんについては、ボラ・スズキについては、一度、免許をしないという方向性に戻させていただいたという状態です。

ですけれども、10年前から、また海水を入れるようになって、さらに、ボラ・スズキというものが、きちんと池での重要な資源として認識をされていますので、そういった状況の中で増殖行為を行っていいのか、漁業者の漁業実態があるのか、遊漁者の利用調整はできるのか、こういったことを、改めて湖山池様と相談をさせていただいて、これからの免許の状態については決めていきたいと思っております。

湖山池さんも、各内水面の漁協さんも、漁業権対象魚種だけでなく、ほかのいろんな生き物についても、生物多様性とかも考えて、非常に川の環境について、いろいろ考えていただいているというところを、お話しさせていただいたのですが、湖山池さんも、今、非常にシジミが重要な資源になっているのですが、やはりシジミだけでは駄目だという思いを強く持っておられます。

その中で、このボラ・スズキだけではないのですが、五種の免許になっているコイやフナ、ワカサギ、こういったものも、シジミで漁業者の人も増えてきたので、そういった方たちにも、いろいろと漁業できるような状態をつくっていききたいという気持ちも持っておられる中で、改めて、ボラ・スズキを再免許という話が出てきたと思っております。

〔安藤会長〕

湖山池の将来の漁業者も含めて、今後の漁獲対象魚とか、漁獲量を増やすため、有効かつ適正な利用のために免許を設定して、それなりの増殖努力を、これからも続けていきたいというような漁協さんのお考えが伝わるような報告でした。そういう方向で、本日の段階での素案としましては、今日示されている、このような内容で進めていただければと思います。

(2) 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について (諮問事項)

〔原案に同意する旨が決議された。〕

委員会事務局が資料2に沿って説明した。

〔安藤会長〕

諮問内容につきましては、説明のとおりですけど、2件です。まず、1件目の八日市堰の新設に伴っての禁止区域区間を撤廃するという案について、既存のものを撤去して、上流側に新しい堰を設置した、国交省の事業ですけれども、それに伴って、新しい堰での溪流魚類の滞留が見られないので、新しいところには、禁漁区間は設定しない。古いところは、もうなくなったので、禁漁区間は撤廃する、そういう考えでの内容です。これについてはよろしいでしょうか。

もう一つ、遊漁料の改定についてですけれども、千代川漁協さんから何かありますか。

〔寺崎委員〕

今、コロナの関係もあるでしょう。若い人が、かなり溪流のほうにも入ってきております。もっと魅力的なものにということで、いろいろ工夫をしております、成魚の放流数を増やしたり、放流の回数、成魚の回数を増やしたりして、手間をかけながらやっているところでございます。また、溪流魚の単価もかなり上がってきておりますし、放流に関わる人件費等もかかるわけですので、そういう面から、値上げをお願いしたいということで、釣りに来られる県外の方もかなり多いのですが、千代川の溪流は大変きれいだし、漁獲も比較的、他の河川よりいいということで、安い割にはいいじゃないかという評判もいただいておりますので、もっと充実して、観光資源にもなりますし、たくさん県外からも来ていただいて、地域の活性化も図りながら、また、魚もたくさん獲れるような河川にしていくためには、値上げをさせていただけたらということで、お願いをしているところでございます。

〔安藤会長〕

近年の遊漁者の努力というのは、それぞれ、3河川とも大変な努力をなさっているわけですが、インターネットで、ホームページを公開したり、それから、遊漁証のネット販売を始められたりですね、利用者が利用しやすいような環境づくりも努力されておられます。そういう状況の中で、積算をしながら、遊漁料単価の見直しを、組合の中で行われたと思うのですが、総会で遊漁料の値上げをお願いしたいという決議事案でしょうから、それを検討してくださいという内容ですね。これについて、御意見をお伺いしたいです。

〔絹見委員〕

関係ないかもしれないですけど、遊漁券を持参しているかの確認を、組合員さんは、回っておられるのですか。

〔寺崎委員〕

回っております。地域ごとに理事がおりまして、その方々を中心に不定期で回っておりますし、それから、こちらの指定した県の役職を持っておられる方がいまして、その方をお願いをして、また別の日に見ていただくというようなことでやっておりますが、十分ではございません。もっと奥のほうに入りますと、なかなか管理できない部分があるのですが、そういう牽制する意味で、ずっと腕章をつけて回っていただいているというのが現状でございます。

〔絹見委員〕

トラブル等がありますか。

〔寺崎委員〕

トラブルは、めったにないですね。

ただ、知らずに、堰の上下でのぎりぎりなところで獲っていたりして、「ここから上流は禁漁区域ですよ」というやり取りはあるのですが、大きなトラブルにはなりません。

〔安藤会長〕

そのほか、何か御意見等ありますか。では、私のほうから。私の友人も、溪流釣りをする人間が県外におりまして、その友人が、こんなことを言っていました。まず、デジタル遊漁証をつくってくれないだろうか。紙ベースの遊漁証を、わざわざコンビニまで買いに行くのに、下まで下りて行くのは大変なので、デジタル遊漁証だったら、スマホで見せればいいじゃないかと、そういうようなことはできないだろうかということと、それから、天神川水系に、イワナ釣りに行くのと、日野川水系にヤマメ釣りに行きたいけど、2枚遊漁証を持たないといけないのは、ちょっと大変なので、1枚で、両河川の遊漁証ができないものかと。すなわち、鳥取県内の河川の遊漁証は、1枚1河川じゃなくて、複数遊漁証みたいなものはできないかというような希望を言わ

れました。鳥取県に、わざわざ釣りに来るのに、遊漁券を買いに遠くまで行ってから、また引き返して溪流に入るということよりも、スマホで遊漁証みたいなものがあれば、その場で提示ができるのにということです。

複数の河川で遊漁券が通用できるような制度になると、例えば、遊漁券が7,000円なら、2つの河川があれば、それぞれの漁協に、後で3,500円ずつ分ければいいじゃないのみたいなことを言われました。そういうのが、ほかの他府県でもあるのか、ほかの河川や漁協でもあるのかというようなことも、今後参考にしながら進められるものかどうかというのを、事務局でも検討してもらえたらなという意見です。これについては、委員の皆さん方はどうですか。その遊漁者が言われることはもっともだと思われませんか。

〔寺崎委員〕

千代川漁協の場合は、今回、業者のほうにパソコンから紙ベースで出してもらって、それを持ってもらうという形にさせていただいています。いろいろ検討して、スマホでもということもあるのですが、川の場合は遠くから見ますので、川まで行って、携帯出してというようなことは、難しい部分があったりして、とりあえず、パソコンでプリントアウトして、それを持っていただくという形で、今回の場合はいこうかということで、研究課題だとは思いますが、現実的に、監視するほうからすれば、ぱっと見えるところに見えるものを、印があるというのが、一番遠くからでも監視しやすいということがございます。そういうような状況でございます。

〔安藤会長〕

ほかの河川の漁協さんは、その辺り、今後の対応はどうでしょうか。

〔大谷委員〕

遊漁証の件に関しましては、うちのほうは、監視員さんを任命して、期間中監視していただいたり、全組合員に、漁場管理費ということでお金をバックして、全組合員が監視員という形になっております。さっきの話で出ていたとおり、川の中まで入って、見せてくださいというのは、現実的でないものですから、川の上のほうから見て、遊漁証はちゃんとつけているなど。うちのほうは、毎年遊漁証の色も変えていますので、一目で、今年の遊漁証はちゃんと携帯されているなということが分かるようにということで、やっぱり紙にというか、身につけてもらうというのにこだわって、今のところはやっています。昔、一時、日券だけ、例えばローソンとかでも買えるようにしたのですが、実際、なかなか日券だけを買われる方は少なく、今はもうやめています。年券に関しましては、うちは顔写真をつけてもらっています。今後、もしかしたら変わるかもしれないですが、今のところは、そんな状況でやっています。

〔竺原委員〕

天神川も、監視のときに困るということもありまして、ナイロンのビラみたいなもので、毎年色を変えてやっています。スマホの鑑札については、今のところはないです。

〔安藤会長〕

共通遊漁券について、どうでしょう。難しいのでしょうか。検討課題ということで、もしそういうことがあれば、便利だという、利用者からの意見があったということで、御承知おきいただければと思います。

〔本田係長〕

今皆様が、漁場監視のために必要というところと、千代川漁協様の遊漁規則のほうも、既に遊漁証というのが様式として定めてあるような状態ですので、そういった取扱いを、いろいろと適正に運用する中でしていただいているのですが、このたびの漁業法の改正で、改めて遊漁規則等についても、水産庁からも指針が出ておりまして、今までは、遊漁証の様式等を決めてきていたのですが、最低限必要な事項を書くだけでいいというふうに、変更がなされています。それは、やはりインターネット利用が、非常に普及してきていることなので、千代川漁協様は、既にホームページで遊漁証は発行できるようにとか、いろいろ御検討されているのですが、そういう取組を後押しするような技術的な助言というのが、今出ていますので、これからすぐに変えるというのはなかなか難しいと思うのですが、そういう新しいインターネットを使った遊漁証の発行とかもできるように、体制としてはなっていますので、またいろいろと御検討いただいて、遊漁者の方のニーズに応じた対応をしてもらえたらと思いますので、よろしくをお願いします。

〔安藤会長〕

遊漁料の料金改定につきましては、近隣他府県の例もありました、岸田川は1万円、それから、島根県のほうでも7,000円とか、7,500円とか出ています。金額的に、そんなに大差はないというか、良心的な金額だなというふうには見ますけども、それでよろしいでしょうか。では、2件とも、申請どおりの内容で諮問回答するというところで、事務局のほうに進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

5 その他

〔安藤会長〕

今日予定しております内容につきましては以上ですが、委員の皆さんから、今日この場で話題にしておきたいというようなことがありましたら、上げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔寺崎委員〕

千代川漁協ですけれども、来年の溪流魚の解禁から、リリース区間を設けまして、実施したいと思っています。今、若い人なんかは、やっぱり大きいのを獲ったら、写真に撮ってリリースするという人が多いという、自分で獲って、食べるという人もいるのですが、そういう人は比較的少なくなってきているというようなことから、よく釣れる場所を指定して、そこで大きなものを

獲って、リリースしてもらって、家族で来て楽しんでもらうと、今度、子どもたちが大きくなってから、また帰ってくるのではないかというような気もありまして、そういうリリース区間という部分を、試しに設定するようにはしております。強制的に持って帰れないということではないのですが、なるべく放していただくようにという形になろうかと思っております。

〔安藤会長〕

この件は、組合の遊漁規則で独自に設定することは可能ですよね。法的な扱いはどうなのですか。リリースエリアを設けるということは、事務局のほうとしてはどうですか。

〔本田係長〕

遊漁だけを差別的な取扱いをしないというところで、遊漁規則、それから行使規則に定めていただいて取り扱ってもらう分には大丈夫だと思うのですが、改めて、持ち帰って検討はさせていただきますと思います。

〔寺崎委員〕

釣って持ち帰っても、決まりではありませんので、持って帰る方は仕方がないというような気持ちで、見守ろうというような気持ちでやっておりますので、そういうことを御理解いただいたらというふうに思います。なるべく獲ったものは放してくださいというやり方です。地域の人も、いいことだからということで、地域の自治会の方も協力するというお話をいただいておりますので、いい報告ができたらと考えております。

〔絹見委員〕

それは、コイや外来種は別ですよ。

〔寺崎委員〕

はい。

〔絹見委員〕

その戻した区域で、人が場所的に釣りに来られるのですかね。

〔寺崎委員〕

二、三人の方から、そういうところがあったら、ぜひ行きたいということを聞いております。県外の方が、旅館に、そういうところは千代川にはないのかと聞かれたということもありますし、そういうところがあったら僕は行くという話も聞いています。ニーズ的には、あると思っています。

私どもの年代は、釣ったら持って帰って、焼いて食べるというのがありましたけど、若い人は、リリースする人が多いように思います。以上でございます。

〔安藤会長〕

そのほか、何か御意見ありませんか。近年の釣り番組を見ていても、管理釣り場だとか、そういうキャッチ・アンド・リリースで、河川の中でもというのが、ごくごく一般的な放送内容になっていますので、それが若い人の中では、常識的な考えで、今後のことを考えると、資源量確保という点でも、キャッチ・アンド・リリースは、いい方向というふうに思っています。

〔本田係長〕

実際に釣られてリリースして、ブラックバスとかだと、元気に泳いでいるのをよく見るのですが、イワナとかも、元気に泳いでいる感じなのでしょうか。

〔寺崎委員〕

ルアーで釣る人はリリースする人が特に多いですね。かなり元気な状態で釣り上げて、大事に放されますので、また同じものがかかったというお話も聞いたりしますが、かなりいい状態で、そういう方は釣って放されます。

〔安藤会長〕

キャッチ・アンド・リリースをされる方は、人間の体温によるやけどを防ぐために、魚体に触らないというのが大原則なものですから、キャッチネットという、小さなタモ網を使用しながら、なるべく魚体に触れないように、針を外してリリースするという、そんな場面を見ますので、十分その辺りは、遊漁者が配慮しているのだと思います。魚体を傷めないようにするものですね。

〔三谷委員〕

私は、釣りのほうの面からなのですが、リリース区間で釣りをされるとなると、もちろんワームとか、スプーンがあるのですが、飲み込んだ魚は、やっぱり持ち帰ってもらうという。リリースとなると、弱った魚を釣ることになるので、そういう場合は、針に返しがついているのを潰すなり、リリース区間では、これを使用してくださいという方法でないと、魚も傷めますし、飲みこんでいても、緩めれば取れるものなので、管理釣り場や釣りも、全部潰した状態の針を使ってもらうという規定を、その区間でしてもらうのであれば、魚には優しいとは思いますが。

〔安藤会長〕

そういう情報も、利用者は、多分配慮していると思いますね。返しを潰すだとか、それから、フックの大きさをどうするかとかですね、その辺は配慮されると思います。そういうリリース区間を設定するというのは、いいことかなと私も思います。ほかに何か御意見ありますか。

〔山崎委員〕

ホームページ等で、さっき出たような意見とかも、きちんと啓蒙する形でお出しになると、意

識の高い漁協さん、意識の高い釣り場という、それは1つのアピールになると思うので、そういった面も考えていかれるといいのかなと。また、他県の情報などを県のほうでも収集していただくと、皆さん、参考になるのではないかなと思います。

〔安藤会長〕

各漁協さんが、利用者を増やすためのいろんな近代的な施策を考えておられるその中に、いろんな情報を盛り込むというのは、大変いいことだなと思いますので、またその辺の努力や情報交換もお願いしたいと思います。ほかに何かございませんでしょうか。

〔吉田委員〕

漁業権の切替えについての、国及び都道府県の責務の中に、紛争の防止とあるのですが、具体的に、紛争ってどういう紛争があって、今もそういう紛争って、県内とかで何かあるのですか。

〔本田係長〕

漁業権全体の資料から今回抜粋しておりまして、具体的には、今回の漁業法の改正がされたのですが、一番大きなところは、やはり海面のところの議論というものが大きな問題となって、漁業法の改正に至りました。というのが、東北のほうで東北大震災があって、皆さんもニュースで見られたと思うのですが、宮城では、これから漁業を再興するというときに、漁業権の免許に当たりまして、新しい民間の人が入っていけるかとか、そういうところで、非常にもめたというところがあります。海面の養殖業ですね、これも漁業権によってなされているのですが、既得権益のようになっていて、実際には使っていないのだけど、従前からしている人が免許を持っていて、新しい人の新規参入が阻まれたり、または、高い値段の行使料が、新しい新規参入の方に求められたりとか、そういった状況が見られたりしたという状態があります。

また、これは区画漁業権だけでなく、全国的に見ると、例えば鳥取ですと、海面の第一種、アワビ、サザエ、イワガキとか、こういった貝類を対象にした漁業権についても、非常に県の重要な水産物ということで、漁業者の方も大事に漁獲等をしているのですが、南のほうの沖縄とか、鹿児島ですと、磯根資源が、もうそこまで重要でなくなっていて、ですが、それがあつために、ほかの漁業権の設定がなかなか円滑にいかないというような状態があると聞きました。法律上では、漁場の使用に関しての紛争というところが、結局、既得権益としての漁業権というところが、やはり度々悪者になってしまうというところがありまして、これは内水面も一緒になるのですが、そのときに矢面に立たされるのが、免許を受けている漁協さん、決して全ての漁協さんが悪い取扱いをしているわけではないのですが、一部そういった話があるときに、漁業権者というのが悪者にされるようなことがあったりするので、今回の法律の改正では、漁場の資源保護ですとか、河川環境の維持とか、そういうことにも取り組んでおられて、その環境維持等にも、いろいろと役割を果たしている、そういったところも、対外的に発信しながら、決してこの漁業権というのが悪者ではないというような流れがありまして、きちんと透明性のプロセスをもって免許するというところが、国・都道府県の責務というところに入ってきている状態です。

〔吉田委員〕

はい、ありがとうございます。

〔三谷委員〕

第五種の免許について、増殖をすることというのが義務になっているわけですが、増殖の中に、普通に増やして放すということ以外に、遡上支援という言葉も出てきましたが、具体的に、どういった行為が、その義務として課せられている増殖の範囲に入ってくるのかということをお教えいただけますとありがたいです。

〔本田係長〕

実際に増殖というと、どこまでの範囲が入るのかという御質問だったと思うのですが、増殖というのは、種苗放流というところが、一番一般的な増殖ということで、その資源を積極的に放流するということになっております。その定義として、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚、また親魚の放流などの積極的な人為手段によって、水産動植物の数と個体の重量を増加させる行為が該当するのですが、近年、いろいろな技術的な調査も増えてきて、それに加えて、その行為がどのくらい寄与しているのかというのが大事なポイントにもなるのですが、皆さんに今も取り組んでいただいております産卵床や産卵場の造成であったり、日野川さんでは、河川で移動が妨げられているような滞留魚のくみ上げ放流や、くみ下ろし、こういったものも含まれるというふうに、現在は解釈をしております。増殖というと、すごい高度な養殖とか、そういうようなものをイメージはするのですが、決してできないことまでを求めるものではないというところです。

〔三谷委員〕

分かりました。

〔安藤会長〕

そのほかございませんでしょうか。いろいろな方の御意見や要望も出てまいりましたので、それを取りまとめていただいて、次に続けていただければと思います。

本日予定していました項目については、以上で終わりたいと思います。進行を事務局にお返しします。

6 閉 会

〔氏事務局長〕

漁業権なのですが、まだ調査中の部分もありますので、その辺を、もう一度県のほうで整理させていただいて、また改めて協議、あるいは諮問、答申という形で進めてまいりたいと思います。

例年ですと、委員会は、年度内に2回ぐらいしかないので、今回は漁業権の切替えもありますので、しばらく皆さんには、御参加いただいて、協議していただかなければならない場面が出てくると思いますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、委員会のほうは終わりにしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

議長 会長

署名委員

署名委員